

第2期南伊豆町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託 プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務の名称

第2期南伊豆町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

(2) 業務の内容

第2期南伊豆町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託 仕様書のとおり

(3) 履行期間

平成32年(2020年)3月19日(木)

(4) 契約限度額

4,400,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限額とする。

※この金額は契約時の予定価格ではありません。

2 問い合わせ、企画提案書等提出先

担当課 : 南伊豆町福祉介護課

住 所 : 〒415-0392 静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂315番地の1

電 話 : 0558-62-6233

F A X : 0558-62-2493

E-mail : fukukai@town.minamiizu.shizuoka.jp

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 選定スケジュール

実施要領等の公表・参加申込受付開始 平成30年9月3日(月)

参加申込受付期限 平成30年9月18日(火)

参加資格確認通知 平成30年9月19日(水)

質問受付期間 平成30年9月3日(月)～平成30年9月28日(金)

質問回答期限 平成30年10月3日(水)

企画提案書等の提出期限 平成30年10月5日(金)

選定委員会(第一次審査) 平成30年10月11日(木)

第一次審査結果通知 平成30年10月11日(木)

選定委員会(第二次審査) プレゼンテーション 平成30年10月24日(水)

第二次審査結果通知 平成30年10月26日(金)

契約締結(予定) 平成30年11月上旬

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 南伊豆町の入札参加資格登録業者名簿に記載されている事業者
- (2) 南伊豆町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていない事業者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない事業者
- (4) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有している事業者
- (5) 法人及びその役員等が、南伊豆町暴力団排除条例（平成24年3月22日条例第2号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものではない事業者
- (6) 競争入札参加資格審査申請等、提出された書類の記載事項に虚偽がない事業者
- (7) 静岡県内市町で子ども・子育て支援事業計画策定業務の履行実績を有する事業者
- (8) 平成25年4月1日以降南伊豆町で計画策定業務（種類は問わない。）に関する履行実績を有する事業者

6 参加意思の確認方法

- (1) 参加表明書

本プロポーザルへの申込みを希望する場合は、参加表明書（様式1）に業務履行証明書類を添付し提出すること。

- (2) 提出期限

平成30年9月18日（火）午後5時必着

- (3) 提出先及び提出方法

南伊豆町福祉介護課までE-mail提出とし、提出期限までに提出とする。

件名を「南伊豆町子ども・子育て支援事業計画参加表明書」とすること。

- (4) 参加資格確認通知

参加資格の有無について、参加資格確認通知書（様式2）平成30年9月19日（水）までにE-mailで連絡する。

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式3）により、E-mail で受付を行う。

- (1) 提出期限

平成30年9月28日（金）午後5時必着

件名を「南伊豆町子ども・子育て支援事業計画質問書」とすること。

- (2) 回答

質問に対する回答は、平成30年10月3日（水）までに、全参加者にE-mailで回答する。

8 企画提案書の提出等について

(1) 提出期限

平成30年10月5日（金）午後5時必着

※提出書類は返却しない。

(2) 提出方法

持参若しくは郵送のいずれかで提出すること。

(3) 提出先

南伊豆町福祉介護課

(4) 提出書類

① 企画提案書（様式4）

※業務スケジュール及び業務体制を記載すること。

② 会社概要（任意様式：会社パンフレット可）

③ 業務実績表（様式5）

※子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画の策定実績を記載すること。

※業務実績においては関連会社の実績は含めないこと。

④ 担当者経歴書（様式6）

⑤ 見積書（任意様式）

※内訳書を添付すること。

(5) 企画提案書作成について

① 体裁は原則A4版（A3版折込可）とし、横書きとする。

② 枚数制限は10枚以内とし、要点を簡潔にまとめて作成すること。

③ 仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。

④ 企画提案書提出後において、総括管理者・研究員の変更は、病休、死亡、退職等の特段の理由がない限り認めない。

⑤ 企画提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。文字は11ポイント以上とすること。

(6) 作成部数

正本1部、副本9部（正本コピー可）を提出すること。

9 審査方法

南伊豆町職員で組織する南伊豆町子ども・子育て支援事業計画策定業務プロポーザル選定委員会により審査を行い、契約予定者を選定する。

(1) 企画提案書等による書類審査

参加資格を有すると判断された事業者について、第一次審査として別添の審査基準により、各種提出書類及び企画提案書による書類審査を行う。第二次審査は、最大上位3事業者までを対象とし、プレゼンテーションによる審査を行う。

(2) プレゼンテーション

① 開催日 平成30年10月24日（水）

② 場 所 南伊豆町役場 ※時間場所の詳細は別途通知

③ 説明資料について

・提出された企画提案書以外の資料の配布は認めない。

④ プレゼンテーションの方法

・プレゼンテーションは30分程度（提案内容説明20分、質疑10分）とする。

⑤ その他

・出席人数は説明者を含め4名までとする。

・外部とのネットワークは使用できない。

・機器を使用する場合は、事業者側で準備すること。

10 選定方法

選定にあつては、第一次審査上位3事業者の第一次審査及び第二次審査の総合評価とし、総合評価の高い事業者を契約予定者とする。なお、第一次審査及び第二次審査ともに、評価が同点の場合は見積金額の低い事業者を契約予定者とし、見積金額についても同額の場合は、それぞれの事業者の代表者又はその代理人によるくじ引きにより契約予定者を決定する。

11 審査結果

(1) 結果通知

第一次審査の結果については、南伊豆町福祉介護課から電子メールで通知する。

第二次審査の結果については、南伊豆町福祉介護課から文書で通知する。

(2) その他

選定結果に対する異議の申し立ては受理しない。

12 契約の締結

本プロポーザルにより特定された事業者と以下の要領で随意契約の交渉を行う。

(1) 辞退等

第一候補者が辞退し契約できない場合は、次点の事業者を契約予定者として契約の交渉を行う。

(2) 契約内容及び金額

最終的な契約内容及び金額については、南伊豆町と契約予定者の中で提案内容等を確認する場を設け、実現内容について精査・調整の上、最終的な契約内容・金額を確定する。

1 3 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期限に遅延した場合
- (2) 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 提出された見積価格が南伊豆町の契約限度額を超えている場合
- (6) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (7) 提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- (8) その他選定委員会が失格にあたる事由があると認めた場合

1 4 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書の修正は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (3) すべての提出書類は返却しない。
- (4) 企画提案書は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をし、本プロポーザルを失格とされた場合、その者に対し指名停止措置を行う場合がある。
- (6) 本プロポーザル実施要領及びその他の書式等に変更がある場合には、南伊豆町ホームページで告知する。
- (7) 企画提案書提出後において、総括管理者・研究員の変更は、病休、死亡、退職等の特段の理由がない限り認めない。